

やすらぎ苑のご利用について

やすらぎ苑は、西条市内にある斎場（火葬場）です。

ご利用の際には使用料が発生しますので、料金表をご確認のうえ、火葬当日にやすらぎ苑の受付にてお支払いください。また、生活保護受給者等については、使用料免除の制度がありますので、事前に市役所へ確認してください。

住所		西条市玉之江 992 番地 電話 0898-65-5211
火葬業務	業務時間	10時から17時まで
	休日	1月1日・市長が指定する日
受付業務	業務時間	8時30分から17時15分まで
	休日	1月1日

やすらぎ苑管理運営会社からのお願い

下記の内容については、感染症予防の観点からご協力をお願いします。

1. 発熱等体調の悪い方は、なるべく入館をお控えください。
2. 館内ではマスク着用のご協力をお願いします。
3. 茶器やふきん等必要なものは、利用者の皆様でご準備いただきますようお願いいたします。
4. 待合室の換気は、利用者の皆様で必要に応じて行ってください。

火葬炉を使用される方へ

1. 火葬場の予約は、直接やすらぎ苑に連絡して行ってください。
2. 本庁市民課、西部支所総務市民課、丹原サービスセンター、小松サービスセンターのいずれかで死亡届の届出と火葬許可申請を行い、「火葬・埋葬許可証」を取得して下さい。また、死亡人が市外の方及び死亡届を市外へ届出た方は、「やすらぎ苑使用許可申請書及び許可証」を本庁衛生施設課、又は西部支所環境課で取得して下さい。やすらぎ苑の予約は、死亡届の届出後でも可能です。
3. 使用当日は、取得したすべての書類を必ずお持ちいただき、やすらぎ苑火葬従業員へ提示して指示を受けてください。火葬・埋葬許可証は、火葬終了後、所定の事項を記入してお返しいたしますので、納骨の際、墓地管理者に提出して下さい。

4. 火葬炉前が混雑しないように、宗教行事(線香を立てる、玉串を添える、献花する等)は、代表の方お一人が行ってください。
5. 宮型霊柩車はご遠慮していただいております。ご協力お願いします。
6. 斎場棟と待合棟の間のスロープは霊柩車専用であり、大変危険です。事故防止のため、霊柩車専用スロープへは進入しないでください。
7. 車いすをご利用の方で、玄関前スロープの利用が困難な場合は、事前にやすらぎ苑へご連絡いただくことで、霊柩車専用スロープから建物内に入ることが可能です。その際は霊柩車を優先とし、安全に十分注意してご利用ください。
8. やすらぎ苑の従業員に対する「心づけ」は一切お断りいたします。
9. 再火葬をご希望の場合は、事前に市役所衛生施設課にご連絡ください。

副葬品に関するお願い

副葬品の中には、故人の愛用品や思い出の品であっても、ご遺骨への融着や損傷、有害物質の発生、火葬設備の故障等を引き起こす可能性がある品があります。これらの副葬品は、棺の中にお納めにならないようお願いいたします。

また、ペースメーカー等を装着されているご遺体は、火葬中に爆発を起こす恐れがあり、大変危険です。医師と相談し、できるだけ事前に取り外しをお願いいたします。取り外すことが困難な場合は、予約の際にその旨をお伝えください。

お棺に入れてはいけない副葬品等(例)について

○ ドライアイス

→不完全燃焼と火葬遅延の原因となります。出棺前に取り除くか、必要最小限の量でお願いします。

○ 危険物(ペースメーカー、携帯電話などの電子機器、電池類、スプレー缶、ライターなど)

→火葬中に爆発し、ご遺体と火葬設備を損傷する危険性があります。

○ 多量の紙類(本、アルバムなど)、布団、毛布、衣類、その他果実等燃えにくいもの

→燃えにくく火葬時間が遅延するほか、多量の灰の発生や発煙の原因となります。

○ 金属、ガラス、陶磁器類等の不燃物(腕時計、指輪、眼鏡、ビン類)

→熔融してご遺骨に付着し、ご遺骨や火葬設備の汚損や破損、収骨に支障をきたす恐れがあります。

○ プラスチック、ビニール、ゴム製品類

→有害物質の発生源となる可能性があり、熔融してご遺体に付着し、ご遺体の損傷や収骨に支障をきたす恐れがあります。

※そのほか、副葬品について不明なことがある場合は、お納めになるのをお止めになるか、事前にやすらぎ苑までお問い合わせください。

注意事項を怠り、火葬炉等が破損した場合は、損害賠償が発生する場合がありますので、十分留意してください。

待合室を利用される方へ

1. 火葬から収骨まで約2時間を要します。施設内で待たれる方は待合室をご利用ください。その際は、必ず係員の指示に従ってください。火葬当日の待合室のキャンセルは対応いたしかねますので、待合室を利用されない場合は、火葬の前日までにやすらぎ苑にご連絡ください。
2. 待合室は、最小限の人数(各室24名まで)でご利用いただきますようお願いいたします。また、ロビーは利用者全員の共用のスペースであり、火葬が多い日は大変混雑しますので、長時間のご利用はお控えいただき、譲り合ってください。
3. 待合室を利用しない方は、施設内での待機場所がありませんので、施設以外の場所でお待ちいただくこととなります。その際は火葬終了のご連絡のため、1名は待合棟のロビーにて待機していただきますようお願いいたします。多数での待機はロビーの混雑に繋がりますのでご遠慮願います。
4. 館内での飲食は待合室内でお願いします。事故防止のため、館内への酒類の持ち込み及び館内での飲酒は、固くお断りいたします。また、喫煙される方は屋外の喫煙スペースをご利用ください。
5. 待合室使用後の後片付けは、利用者の皆様で行ってください。使用した備品類は元の位置に戻していただきますようお願いいたします。
6. 館内に持ち込まれたもの(飲食物の残り、ゴミ、空き瓶、空き缶など)は、お持ち帰りください。
7. 盲導犬等生活に必要な犬以外のペットの同伴はお断りしております。

告別室(安置室)を使用される方へ

1. やすらぎ苑待合棟の事務室で所定の手続きをしてください。
2. 告別式の手続き、運営、接待及び後片付けは使用者の方が責任を持って行ってください。

収骨について

1. すべてのお骨をお持ち帰りされる方は、大きめの骨壺をご準備ください。
2. 手術肢体の収骨は原則としてできません。詳しくは本庁衛生施設課までお問い合わせください。

使用料関係

区分		単位	使用料	
			市内住民	左記以外のかた
死体	12歳以上	1体につき	7,500円	30,000円
	12歳未満	1体につき	3,750円	15,000円
死産児		1胎につき	1,500円	6,000円
産汚物等 (手術肢体を含む)		10kgにつき(10kg未満は 10kgとする)	3,000円	12,000円
		超過料金(1kgにつき)	300円	1,200円
再火葬		1炉1回につき	2,500円	10,000円
告別室		2時間まで	3,000円	12,000円
		超過料金(1時間につき)	1,500円	6,000円
安置室 (保管庫使用の場合)		24時間まで	7,500円	30,000円
		超過料金(1時間につき)	300円	1,200円
待合室		1室1回につき	2,500円	10,000円

・上記使用料は、火葬当日、やすらぎ苑待合棟の事務室にてお支払ください。

使用料は前納です。お支払いがお済みになるまで火葬が開始できません。

・市内住民とは、死亡者が死亡時に、死産児の場合は分娩者が分娩時に、西条市の住民基本台帳に登録されている場合です。なお、産汚物等は持ち込む医療機関の所在地が西条市内の場合とし、手術肢体を本人が持ち込む場合は死体の場合と同様の区分とします。

～市役所問い合わせ先～

西条市役所 西条市明屋敷164番地

○ やすらぎ苑(火葬場)について

環境部 衛生施設課 衛生施設係

西条市庁舎 新館2階 TEL:0897-52-1289

○ 生活保護等について

こども・福祉部 生活福祉課 保護担当係

西条市庁舎 本館1階 TEL:0897-52-1297